

利用定員の設定について

1 利用定員とは

利用定員とは、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第27条第1項において定められた給付費(委託費)の単価水準を決めるものです。市は、施設の運営等が基準に適合しているか精査し、給付による財政支援の対象とするか確認を行いますが、その際に、事業者と市で利用定員の設定を行います。

新たに利用定員の設定をする際には、法第31条第2項及び第43条第2項に基づき、子ども・子育て会議で意見を聴く必要があります。

2 利用定員を新たに設定する園

名 称 みなみ幼稚園
住 所 御殿場市萩原 1193-13
運 営 者 学校法人山崎学園
開園予定日 令和 7 年 4 月 1 日
利用定員

3号認定			2号認定			1号認定			合計
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	
						60	60	60	180

<参考>

幼稚園や保育園、認定こども園などの施設の利用希望する場合は、市から認定を受ける必要があります。認定には、1号から3号認定までの3つの区分があります。

認定区分	給付の内容	利用施設
【1号認定】(3歳以上:保育の必要性なし) 満3歳以上で、教育のみ希望する場合	教育標準時間	認定こども園(教育部分) 幼稚園
【2号認定】(3歳以上:保育の必要性あり) 満3歳以上で、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により保育を希望する場合	保育短時間 保育標準時間	認定こども園(保育部分) 保育所
【3号認定】(0～2歳以上:保育の必要性あり) 満3歳未満で、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により保育を希望する場合	保育短時間 保育標準時間	認定こども園(保育部分) 保育所 小規模保育等